

第 497 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 7 月 29 日（金曜日）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 C D
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 岡 山 一 郎
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
内 藤 陽 介
野 瀬 仁 志 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
槇 野 博 通 |
| 事務局 岡山労働局長 | 成 毛 節 |
| 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃 金 室 長 | 浮 森 香 葉 |
| 賃 金 係 長 | 遠 藤 英 文 |
| 監察監督官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 497 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

本日の審議は公開にて行います。

まず、定足数の確認について御報告申し上げます。

本日は公益委員の片山委員、労働者委員の西崎委員の 2 名が御欠席、他の委員 13 名が御出席でございますので、最低賃金審議会令 5 条 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上又は公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日、御審議いただきます事項につきまして御説明を申し上げます。お手元にお配りしております議事次第を御覧ください。

(1) 地域別最低賃金額改定の目安審議の状況について

(2) 最低賃金基礎調査結果等の資料説明について

(3) 岡山県最低賃金専門部会の運営について

(4) 岡山県最低賃金の改正決定に対する意見書及び意見発表について

(5) 今後の審議日程について

(6) その他

でございます。

会長、よろしく願いいたします。

西田会長

皆様、暑い中お集まりいただきましてありがとうございます。

早速、議題に入っております。議題(1)の「地域別最低賃金額改定の目安審議の状況について」から審議に入ります。

元々の予定では、本日は、目安の伝達、特賃の必要性審議等を行うこととしておりましたが、中賃の目安がまだ出しておらず、審議は継続しているとのことです。その状況につきまして、事務局から説明をお願いします。

浮森室長

まずは、急ぎの議題変更、専門部会の延期等に御協力いただきまして、厚く御礼申し上げます。

令和 4 年度の目安審議の状況につきましては、情報としては多くはないのですが、御説明いたします。

7 月 25 日、第 4 回の目安小委員会が開催されまして、深夜までの審議が行われましたが、結局、結論に至りませんでした。その時点で、引上げの必要性については、労使双方で一致しているものの、金額を含め労使双方の主張に隔たりがあったと聞いております。

昨年度の中央最低賃金審議会においては、異例の採決となり、その後の審議の総括において、「労使双方がやむなしという段階に至るまで十分な審議を尽くせるよう、最大限努力する」としたことを踏まえて、より丁寧な議論を行うことが必要であることから、従前のように翌日等の開催はせず、時間を置いて議論を再開する方針と聞いております。

目安のとりまとめは、中賃の審議状況によるとしか言えない状態ですので、情報が入り次第、今後の日程調整をさせていただくこととなります。

お忙しい折、大変申し訳ありませんが、御協力の方、よろしくお願ひします。

西田会長

今の説明につきまして、御質問、御意見ございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

以上の状況から、本日は、資料説明、意見発表を行い、目安が出てから再度本審を開いて、目安伝達、特賃の必要性審議などを行うこととします。

委員の皆さん、御協力よろしくお願ひします。

議題（２）の最低賃金基礎調査結果等の資料説明について、事務局からお願いいたします。

浮森室長

資料No.1は「目安答申文」を資料とさせていただく予定でしたが、次回以降の審議会で配付させていただきますので、今回の資料一覧から、資料1を削除、欠番ということにさせていただきます。

資料2の「令和3年賃金改定状況調査結果」について、私から説明します。

これは中央最低賃金審議会の資料に資するため実施されたものですが、調査の概要としましては、調査の地域は全国、産業としては、日本標準産業分類に基づき、概要に記載の（ア）から（キ）の産業となっています。

調査対象事業所についてですが、調査事業場数は、全国で15,861事業場、Cランク事業場は、3,633事業場、選定方法は、記載のとおりとなっております。Cランクの集計事業場数は、1,150事業場であり、回収率は31.7パーセントです。

集計労働者数は、全国で30,533人となっています。

調査事項及び基準となる期日又は期間については、調査の概要に記載されているとおりです。

それでは、各表の説明に移ります。

第1表を御覧ください。「賃金改定実施状況別事業所割合」として、AからDのランクごとに業種別に改定状況の割合が示されています。

続きまして、次の表、第2表は「事業所の平均賃金改定率」です。

ランク、産業ごとに引上げ事業場、引下げ事業場、改定実施・凍結事業所の計が記載されています。

第3表は「事業所の賃金引上げ率の分布の特性値」です。

分散係数の値が小さいほどデータの広がり（ばらつき）の程度が少ないことを意味しています。

第4表の①ですが、「一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率」全体の表となっています。全体の引上げ率は1.5%、Cランクにおいては、1.6%となっています。

そのほか改定調査につきましては、

参考1「賃金引上げの実施時期別事業所数割合」

参考2「事由別賃金改定未実施事業所割合」

付表として「労働者構成比率及び年間所定労働日数」
となっています。

以上です。

西田会長

今の資料説明につきまして、御質問等ございましたらお願いします。

(特になし)

西田会長

これらの資料につきまして、審議の参考としていただきますようお願いいたします。

遠藤係長

続きまして、資料No.3の「最低賃金の基礎調査結果報告」について私から説明をさせていただきます。

それでは、資料No.3を御覧ください。

まず、基礎調査とはどのような調査かということについて説明させていただきます。1ページを御覧ください。基礎調査とは、岡山地方最低賃金審議会の審議のための基礎資料を得ることを目的とし、岡山県における地域別最低賃金の対象となる労働者の賃金実態を明らかにした調査でございます。

調査範囲は岡山県全域を対象としております。対象事業所は、日本標準産業分類に定める産業のうち、岡山県最低賃金が適用される、ア～クまでの業種、製造業、情報通信業のうち新聞業及び

出版業、卸売業・小売業、学術研究・専門技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、医療・福祉、サービス業（他に分類されないもの）となっております。

調査対象事業所の規模は、製造業、情報通信業のうち新聞業及び出版業は100人未満、その他の産業は30人未満の事業所が対象となっております。

調査対象労働者は、正社員だけでなく、臨時、パート社員等も対象となっております。

調査対象となる賃金は、令和4年6月分の所定内賃金となっております。これは、基本給の他、最低賃金の算定基礎となる手当を対象としております。最賃の基礎とならない精皆勤、家族、通勤手当や、時間外手当・深夜手当・休日手当などの割増し賃金、賞与等の1か月を超える期間ごとに支払われる手当、臨時に支払われる手当は調査対象から除かれております。

集計は、統計的手法により、各産業・規模別に事業所を分類しまして、その分類ごとの事業所総数により定められた抽出率によって必要調査数を算出し、復元した数値で集計しております。

以上が基礎調査の概要です。それでは、最低賃金基礎調査の結果について御説明いたします。

次の2ページを御覧ください。ローマ数字のⅡの「最低賃金基礎調査による現行最低賃金未満率」ですが、現行の岡山県最低賃金862円未満の労働者の割合を示しております。集計結果から算定しますと、未満率は男性0.83%、女性1.93%、男女合計で1.44%となり、昨年に比べて低くなっています。

Ⅲは、「最低賃金基礎調査における特性値一覧表」でございます。こちらは後ほど説明させていただきます。

続いて、3ページ以降の総括表について説明します。総括表は、その賃金額の階級ごとに何人の労働者が属しているかという賃金の分布を示したものになります。

3ページの「岡山県最低賃金調査結果」ですが、これは、7ページから10ページの総括表(1)の左半分を見やすく拡大したものです。この総括表の見方は、左の金額欄は賃金階級で、その賃金階級と同じ行にある数字は累積の労働者数を示しておりまして、カッコ書きは累積の労働者数の比率を示しています。表の一番上を見ていただきますと、851円とありますが、これは851円までの労働者は合計3,531人おりまして、その内訳として1名～9名の規模の事業所で2,722人、10人～29人の規模で793人いるということを示しております。下にいきまして、現在の最低賃金額862円の階級になると3,872人から12,956人に急激に増えており、この862円の階級に約9千人が属していることが分かります。更に

下の 865 円の階級、そして 870 円の階級でも累計数が大きく増えていることが見て取れると思います。

7 ページの「総括表 (1)」は、「規模別」・「年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。11 ページの「総括表 (2)」は、「男女別」・「男女ごとの年齢別」に賃金階級ごとの集計となっております。

15 ページには、集計結果の「特性値」の推移が記載されております。

分位数とは、賃金を低い方から高い方へずらっと並べて 20 等分、10 等分、4 等分のように等分したときにその最初の境界に位置する数字です。

これらの数値を見ますと、「第 1・20 分位数」は、25 年度以降、700 円で推移していましたが、次第に上昇し本年度は 864 円となっております。その他も年々おおむね上昇しており、「第 1・10 分位数」は、今年 870 円となっております。

「第 1・4 分位数」は、昨年 915 円から今年 910 円に下降しており、「中位数」は、昨年の 1,130 円から 1,108 円に下がっております。「時間当平均賃金」は 1,289 円に下がっております。

「月平均賃金額」は 180,194 円と昨年の 191,178 円から下がっております。この下のグラフは今説明したことをグラフ化したものになります。

続いて 17 ページに「最低賃金改正の影響率」の表を載せております。

こちらは、現行の岡山県最低賃金の時間額 862 円から引上げを行った場合の「引上率」及び調査結果に基づく「影響率」を、1 円ごとに取りまとめたものですので、今年 30 円まで掲載しておりますので参考にしてください。

19 ページ以降のグラフは、先ほど説明した総括表をグラフ化したものです。19 ページは賃金階級別の労働者数の分布についてグラフを作成しております。

20 ページは、「賃金階級に対する労働者の累積度数分布」を昨年度と比較したグラフになります。20 分位数、10 分位数、4 分位数と中位数のところに線が引いてありますが、この線との交線がその数値となります。

それから、21 ページは、賃金階級に対する該当労働者の分布を昨年度と比較したもので、22 ページは、同じグラフを 100 円刻みしたものです。

以上が最低賃金基礎調査結果の報告です。

す。

資料No.4ですが、「足下の経済状況等に関する補足資料」です。これは、中央最低賃金審議会目安小委員会の資料です。新型コロナウイルス感染症や消費者物価の動向を含み、全国の状況がまとめられています。経済対策・中小企業への支援策についてもまとめられています。

続きまして資料No.5ですが、これも、中央の資料の抜粋です。「主要統計資料 都道府県統計資料編」で各種の関連指標が都道府県別に記されております。岡山県の状況が把握できます。岡山県のところに赤い線を引いておりますので、参考にしてください。

続きまして、資料No.6ですが、「岡山県最低賃金年別時間額引上額」を経年的にグラフ化したものです。

次のページ、資料No.7ですが、これは、岡山県最低賃金を年別に時間額の引上率、影響率をまとめたものです。細い実線が影響率、太い実線が引上率となっています。

平成30年の影響率につきましては、時間額がこの年800円を超えて807円となった影響ではないかと考えられます。また、令和元年度、令和3年度も引上げ額が大きかった影響が推察されるところです。

次に資料No.8の岡山県の「時間当たりの賃金分布」でございます。少し見づらいののですが、これは、令和3年の賃金構造基本統計調査の特別集計から作成したもので「一般労働者・短時間労働者」の賃金分布を示しております。全体のイメージとして捉えていただければと思います。

続きまして、資料No.9岡山県の「春季賃上げ妥結状況」を御覧ください。令和3年と令和4年度のものを掲載しております。岡山県内の春季賃上げ妥結状況を連合岡山並びに経営者協会集計により取りまとめたものです。

裏面になりますが、資料No.4にも示されているのですが、連合と経団連の中央段階での調査結果となっています。

賃金上昇率・金額ともに昨年を上回っています。

次の資料No.10を御覧ください。こちらは、「世帯人員数別（1人）標準生計費の推移（岡山市）」です。令和3年の岡山市の標準生計費は114,720円となっています。

岡山県人事委員会が県職員の給与に関する報告において調査しているものです。

年単位で数値を見ると変動が大きいので、3か年の移動平均として折れ線を加えております。これを御覧いただくと岡山市の標準生計費の大まかな動きが分かるのではないかと思います。

資料No.11 にまいります。こちらは、直近の雇用情勢です。6月末時点の有効求人倍率は1.53倍ということで前月より上昇しています。

資料No.12 は、日本銀行岡山支店の本年7月1日発表の「岡山県金融経済月報」を添付しています。

概況としては、県内景気は「新型コロナウイルス感染症の影響が和らぐもとで、持ち直している。」とされています。

「最終需要」・「生産」・「雇用・所得」「物価」などにかかる判断がなされております。

なお、これにつきましては、8月3日には8月分が発表されます。

次に、資料No.13 になります。これは、岡山財務事務所の令和4年7月27日発表の「岡山県内経済情勢報告」となっています。最新の情報です。1ページの総論のところでは総括判断として、「持ち直している」とされ、上向きの判断がなされています。

総括判断の要点・各項目の判断・先行き・各論の記載がありますので、御確認ください。

資料No.14 では、岡山県が7月21日に発表した令和4年5月分の「岡山県鉱工業生産・出荷・在庫指数（速報値）」です。生産指数は95.0となり、2か月ぶりの上昇で、生産・出荷・在庫いずれも上昇していますが、資料の表を見ていただきますと、業種により生産動向に差異が認められるものとなっています。

続きまして、資料No.15 です。これは令和3年の「岡山県の企業の休廃業・解散動向調査」の結果です。休廃業・解散に併せて、倒産件数も記載されています。

最後になりますが、資料No.16 です。引き続きコロナ禍にあって、様々な影響を受けている状況ではありますが、雇用調整助成金のこの間の申請件数・支給決定状況が一覧表になっています。

1日平均の件数を見ていただくと、申請・支給件数ともに落ちてきている状況が見て取れます。

また、5月～6月と3月～4月を比較する形で、産業別比率の変化も記載されております。

以上、長くなりましたが、資料説明をさせていただきました。

西田会長

膨大な資料がございますけれども、質疑応答の時間を取りたいと思います。何か御質問等ありましたらお願いいたします。

(特になし)

西田会長

よろしいでしょうか。

それでは、これら資料を審議の参考としていただきますよう、
よろしく申し上げます。

次に議題（３）の「岡山県最低賃金専門部会の運営について」の
審議に入ることといたします。

前回の第 496 回審議会において、岡山労働局長から岡山県最低
賃金の改正決定についての諮問がありましたので、例年どおり最
低賃金法（第 25 条第 2 項）に基づく専門部会委員の任命手続が行
われています。事務局から説明をお願いします。

浮森室長

資料No.17 を御覧ください。労使委員の推薦公示等を行い、公労
使各 3 名を任命しております。以上です。

西田会長

続きまして、議題（４）の「岡山県最低賃金改正決定に対する
意見書及び意見発表について」、事務局より説明をお願いします。

浮森室長

岡山県最低賃金の改正に係る意見書の提出につきましては、改
正決定に係る意見聴取の一般公示を行ったところ、提出期限の 7
月 26 日までに、岡山県労働組合会議など 4 団体及び組織内の組合
員から、それぞれお手元の資料のとおり提出がございました。

また、岡山県労働組合会議からは、意見を記載した文書以外に
岡山県内最低賃金 1,600 円以上を求める要請署名 4,066 筆の提出
がありました。先ほど追加の署名についても提出がありましたが、
件数を確認しておりませんので、追加のものもあったということ
で御確認ください。これら要請署名につきましては、回覧とさせ
ていただきます。

それから、「おかやま非正規労働黒書」というものを合わせて提
出されておりますので、それについても回覧をさせていただいて
おります。御確認ください。

西田会長

紙ベースのものが資料No.18 にございますので、これも参考にし
ながら各団体から意見発表をしていただきたいと思います。

意見発表の順番は、意見書の受付順とさせていただきます。ま
た、審議会の時間の都合もありますので、5分をめぐりに意見発表
をお願いします。超過された場合、事務局から声かけをさせてい
たいただきます。

最初に、岡山高教組の方に意見発表をしていただきます。意見
発表される方は発表席までお進みください。

（岡山県高等学校教職員組合発表者発表席へ）

西田会長

それでは、意見発表をお願いします。

岡山県高等学校教職員組合

■■■■

本日は、意見発表の機会を与えていただきましてありがとうございます。

岡山県労働組合会議の管下団体でもあります、岡山県高等学校教職員組合の執行委員長をしております■■■■と申します。

私は高等学校の教職員組合ということで、労働組合というよりは、公務員が作る職員団体に所属しています。公務、それから、私が関連しております教育の分野でも、最低賃金の引上げ、全国一律最低賃金制度の確立、中小企業等への支援が求められているということを申し上げたいと思います。

意見書にも書かせていただいたのですが、公務員という一般的なには安定していて、最低賃金とは余り関係がないのではないかと思います。そうではありません。私たちが勤務しております公立学校にもたくさんの非正規の方がおられます。

岡山県の場合、時給は930円ということで、岡山県の地方最低賃金よりも少し高いのですが、偶然なことに、現在の全国加重平均の最低賃金と同額となっています。何年働いても賃上げがないという状況の中で、例えば、公立学校では給食調理員、あるいは、生徒の介助員、あるいは、校内の整備をする校務技術員といった方々が時給930円で働いておられる状況です。1日も早く時給1,000円以上、私たちの調査では1,600円以上を実現していただきたいと思います。

あわせて、高校生、大学生が社会に出て働いていくわけですが、昨今のコロナ禍の影響、あるいは、奨学金等の重い負担の中で大変厳しい生活をしております。県外に就職していく子どもたちもいるわけですし、全国一律で最低賃金制度を確立していただきたいと思います。

国の方でも賃上げ税制などやっていただいているのですが、赤字の中小企業には少し効果が低いかなというふうに考えております。中小企業の実情に沿った支援策を是非、考えていただきたいと思っております。どうかよろしく願いいたします。

西田会長

ありがとうございました。

意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

よろしいですかね。

どうもありがとうございました。

(岡山県高等学校教職員組合発表者着席)

西田会長

次に、生協労組おかやまの方に意見発表をしていただきます。
意見発表される方は発表席までお進みください。

(生協労組おかやま発表者発表席へ)

西田会長

それでは、お願いします。

生協労組おかやま

私は、生活協同組合、岡山コープで労働組合の副委員長をしておりますと申します。私は、労働組合の専従ではあるのですが、パートとして働いております。パート部会の部会長もしております、もう7年ぐらいさせていただいております。生協で働く人たちが、今、どのような状況なのかということ、この間ずっと見てきました。最低賃金の審議会の皆様が、これから話し合ってくださいことに直結することかと思しますので、その点をお伝えさせていただければと思います。

私が提出させていただいた意見書には、実体験を書かせていただきました。その中身は、私は自営業の夫を支えながらパートで働いていましたが、夫が急死したことで1人で子どもを育てないといけない状況に陥りました。私は岡山コープの配送のパートをしていたのですが、正規職員と全く同じ仕事なんです。多分、岡山コープの利用者にとってみれば、正規かパートか、また、委託かアルバイトか、全く同じことをしているので見分けがつかないと思います。それが1人で生活を支えていかなければならなくなった時に、これまで気づいてなかったのですが、こんなに低賃金で働いて、自分1人ではとても生活が成り立たないんだということに気づきました。その時に初めて正規職員の給料を聞いたら、自分たちの倍とか3倍あるということで、とてもショックでした。

なぜそんな状況になっているのかと思って、今、専従をしているところですが、これは国が作った政策の中でできてきたものなんだということも今ではとても分かっています。なので、自分たちが悪いのかなというふうに思っていましたけど、そうではなく、国が女性を働きづらい状態にしてきた。働きづらいし、社会に出れば低賃金でということを作ってきたんだということが本当に分かりました。女性がまだまだ子育てや家事、介護を担っている中で、低賃金で働きながら家事を両立していかないといけないとい

う方たちがたくさんおられて、うちでもシングルマザーの方が本当にたくさんおられるのですが、そういう方たちが週 40 時間以上いろんなところでダブルワーク、トリプルワークされても、貧困という形になっています。時間を削って、体を壊しながら子育てして働いて、それでも年金も少なくなりますし、将来への不安もありながら皆さん過ごされているということです。

本当にこの最低賃金というものが、特に女性の暮らしとか命とかに直結しているということを感じています。皆さんは企業の経営のこともありますし、なかなか大幅な引上げができないのかもしれませんが、本当に目の前の暮らしをどうにかしたいという方々がおられるということ、しっかり話し合っていたらいいなと思います。

ほかにもいろいろ言いたいことはあるのですが、皆さんいろいろ知識もあると思いますので、現場のことをお知らせしたいと思いまして意見を述べさせていただきました。ありがとうございました。

西田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせて、委員から、何か御質問がございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

よろしいですかね。
ありがとうございました。
では、傍聴人席へお戻りください。

(生協労組おかやま発表者着席)

西田会長

次に、岡山県医療労働組合連合会の方に意見発表をしていただきます。
意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者発表席へ)

西田会長

それではお願いします。

岡山県医療労働組合連合会

岡山県医療労働組合連合会執行委員長の■■■■は、看護師をしております、今日この席に来れませんので、非正規対策委員の■■■■

■が代読したいと思います。

労働者の賃金向上のために御尽力いただいていることに敬意を表します。

医療・介護の現場では、看護師をはじめ国家資格等のライセンスを持つ労働者が多数います。しかし、厚生労働省の2021年度賃金構造基本統計調査によると、資料がついていますが、看護師と教員の所定内賃金を比較すると、看護師は117,500円も低く、介護職の所定内賃金では、全産業平均に比べ更に76,960円も低くなっています。専門職とはとても思えない低賃金です。

コロナ禍において、ケア労働の社会的役割とその重要性が改めて見直され、ケア労働者を称える報道も目立ちましたが、ケア労働者がその労働の過酷さと社会的役割に見合った報酬や待遇を得ていないことが浮き彫りになりました。この間、不十分ながらも処遇改善事業等で若干の対応が行われましたが、現場の奮闘に見合う賃金改善には至っていません。コロナ禍が長引くことで、医療・介護事業所の経営も悪化し、そこで働く労働者の心身の疲弊も極限に達しています。さらに、離職や人員不足に拍車がかかる中で、このような低賃金状態を放置したままでは、地域医療・介護を守り、新興感染症に対応していくことは到底できません。

加えて、診療報酬、介護報酬は全国一律の公定価格であるにもかかわらず、賃金実態は地域間の格差が大きく、地域別最低賃金の地域間格差と見事にリンクしています。こちらも資料の方を御覧ください。

私たち医療・介護・福祉労働者は全国どこでも同水準の医療・介護を提供します。地域別最低賃金に引っ張られ、地域によって大きな賃金格差が生じていることには納得できません。

さらに、医療の施設では3割以上、介護施設では5割以上、在宅介護に関しては約9割が非正規雇用労働者です。夜勤ができれば、助手では、ヘルパーでは、ほぼ正規雇用になれません。社会保障費抑制政策により、低く抑えられた診療報酬、介護報酬のもとでは、使用者側も正規雇用にしたくてもできないのが実態です。

政府は、看護師や介護職などケア労働者の賃上げを引き続き行うと言っていますが、最低賃金を全国一律にして高い水準に合わせるこそが最も効果的でケア労働者の賃上げに直結する手段であると考えます。私たちも参加した岡山県労働組合会議や全労連の生計費調査では、都市部か地方かによる差はほとんどなく、普通の暮らしを送るためには、全国どこでも時給1,600円以上が必要だという結果が出ています。現在の物価高を考慮すると更に上乘せが必要です。諸外国では物価高への対策として、消費税減

税と最低賃金の大幅引上げが次々に行われています。

私たちは、全国一律最低賃金制度の創設と中小企業への十分な支援策とセットで岡山県の最低賃金を直ちに1,000円に引き上げ、1,600円以上の早期実現を目指すことを求めます。以上です。

西田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせて、委員から御質問はございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県医療労働組合連合会発表者着席)

西田会長

次に、岡山医療生協労働組合の方に意見発表をしていただきます。

意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山医療生協労働組合発表者発表席へ)

西田会長

同じく、5分をめぐりに意見陳述をお願いします。
それでは、お願いします。

岡山医療生協労働組合

私は岡山医療生協労働組合という、主に医療や介護の労働組合代表として来させていただきましたと申します。

私は週4日パートで働く事務職員として勤めています。

前回、初めてこの審議会に参加させていただき、意見書を読み上げました。その時最賃は862円に上がりましたが、感覚として生活が楽になった気は正直しません。

それもそのはず、いろいろと言われているようにコロナと物価高が直撃し、低所得者・非正規の人ほどその影響を受けている実態があるからです。また、コロナ以前からも主要国の中で日本だけがずっと賃金が下がり続け、先ほども話がありましたように消費税も10%のままです。報道によると、物価高により4・5月の実質賃金はダウンしたというふうに聞いています。

厚労省の調査でも、G7の中で日本は最低の賃金。また、20年間上がっていないという表も見ました。そうした中で、なぜ私たちはぎりぎり生きていけているのでしょうか。それは生活を切り

詰めに切り詰めているからというのが1つと、もう1つはめっちゃくちや残業することで補てんしているからです。しかし、残業しないと生活が成り立たないというのは本末転倒ではないかと私は思います。

今回、ここに2回目来させていただくに当たって、ふと最賃ってなんで最低賃金というのだらうと考えました。名前はすごく大切だと思います。もしかして、最低賃金の最低という言葉が独り歩きして、最低レベルの生活が送れるならオッケーというズレた認識が広まっていないだらうかと考えました。

そこで、最賃の最低の基準は何かを確認するために、厚労省のホームページを訪ねてみました。最賃の決め方として最初に挙げられているのは、ここにおられる方は皆さん御存知だと思うのですが、労働者の生計費であり、この生計費というのは、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう配慮するというふうに書かれていました。これは最低の生活ではありません。また、生活というのは、その日生きられればよいというものではなく、人によっていろいろなライフステージの変化があり、例えば新しく家族を持ちたい人は持てるとか、将来も展望できるものでなければ生き続けることは難しいです。

これに照らして岡山県の最賃はどうでしょうか。例えば、今の862円で1日8時間働いて、月に20日間働いたとすると、月収は137,920円です。税金は引かれていないので、手取りは更に低くなると思います。これを書いた時点では今回も3%程度の目安が示されるのではないかという報道があったので、それで計算して、例えば888円に引き上げられたとしても142,080円ということになります。

先ほど話もありましたが、私たちは2020年に地域別最低賃金の基準となる生計費調査に取り組みました。そこでは、岡山で暮らそうとすると1,600円以上の最賃が必要という結果が出ています。1,600円で同じ計算をしてみると、毎月256,000円という金額になります。時給1,600円というのとんでもないという反応が返ってくることもあるのですが、この毎月256,000円という金額は本当にとんでもない額なんだらうかと疑問に思います。例えば、今皆さんがもらっている月給と比べてみてどうでしょうか。

私自身も、今は非正規ですが、正規で働いていたときはこれくらいの賃金をもらっていたことがあります。それまでは、私はロスジェネレーションど真ん中で、ほぼ非正規で低所得だったため、こういう金額がもらえるようになったときに最初はびっくりしました。本当にこんなにももらえるんだとか、ボーナスって本当に存在したんだとか、ボーナスで何か大きい買い物をすると

いう話は本当だったんだという驚きがありました。実際に好きなお菓子を買ったりとか、月に1回美容院に行こうかと思えたり、急に冠婚葬祭があってもとりあえずなんとかなるという安心感がありました。当時は時々東京とか大阪でしかない美術展やライブに行くこともできたし、本が好きなので、給料日には大きな書店に行ってお文庫本をまとめ買いすることも楽しみでした。そういうことが文化的な生活なのかなと思えるようになりましたが、子どもがいると相当厳しい生活だろうなとも感じました。

時間が来たのでまとめますが、働き方としてはとても厳しい実態がある中で働いて、やっとそれだけの金額だったということですから。あとは意見書を見ていただいたらいいと思うのですが、地域別最賃をこれから決められると思うので、それは「岡山県が考えている岡山県民が人として当たり前の生活をするために必要な金額はこれだけです」という金額だと私は思っています。そういうふうに皆さんにしっかり考えていただいて、中小企業の支援とも合わせて決めていただけたらと思います。

西田会長 意見書と合わせて、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長 ありがとうございます。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山医療生協労働組合発表者着席)

西田会長 次に、岡山県労働組合会議の方に意見発表をしていただきます。
意見発表される方は発表席までお進みください。

(岡山県労働組合会議発表者発表席へ)

西田会長 それでは、発表をお願いします。

(岡山県労働組合会議意見陳述者、発表席へ)

岡山県労働組合会議

このような場を設けていただきありがとうございます。
岡山県労働組合会議の議長名で意見書を提出させていただいております。見ていただけたらと思います。
ここで発言をさせていただきますのは、岡山県労働組合会議で

事務局次長をしております■■■■と申します。よろしくお願
いいたします。初めてこのような場面で発言をさせていただきます。

この審議会の委員の方々、経営に携わっておられる方々は、従
業員の方々、家族の方々も含めた生活とか、幸せを願って日々暮
らしておられるのではないかと思いますし、労働側の委員の方々
も、周りの同様に働かれている方々の生活を見られてこの場に参
加しておられるのではないかと思います。そういう中で、こうい
う審議会が開かれているということです。是非、大幅な最低
賃金の引上げを目指して御議論いただけたらと思います。

私たちの要望というのは、意見書の方に①から④まで記させて
いただいておりますので、それを見ていただけたらと思います。

今、岡山の最低賃金は862円となっておりますが、これは最低賃
金ですので、ほとんどの方がこの金額より多い金額をもらってい
ると思うのですが、最低賃金の近くで働いている方々も一部には
いらっしゃいます。そういう方々は本当に苦しい生活をしていま
す。家計の一部ということで働いている方々はまだいいかもしれ
ませんが、その収入が主たる収入である方々は、全員苦しい生活
をされています。今日苦しい、今日寝床について明日目が覚めて
どうなんだろうという、そういう不安の中で生活をされている方
も数々おられます。そういう方々が、果たして1年後、2年後、
5年後、そういうところで明るい展望が持てるのか、そういうこ
とを考えると、是非とも大幅な賃上げを目指していただきたいと
思います。

中央の目安が今回延期されたということも、引上げの議論が随
分されて伸びたのではないかと推察されます。中身は分かりませ
んが、そういうことから大幅に最低賃金を引き上げるというこ
とを是非ともお願いしたいと思います。最低賃金で日々の生活が
苦しいという生活をされている方々に、少しでも明るい希望、そ
ういうものが見いだせるような賃金を打ち出していきたいな
と思います。もし、100円上げても8時間で800円、1日800円
増えます。それが10日間で8,000円です。1月、30日、もし休
みなしで働いたとしても24,000円のアップです。経営される方々
については、全員の方々がそれだけ上がれば大変な負担になろう
かと思いますが、労働者としてはそういう額のアップだというこ
とです。そのことも当然皆様方分かっておられるので、改めて申
し上げることではないのですが、是非とも前向きに御検討いただ
ければと思います。

それから、②の全国一律ということをお我々はずっと主張させて
いただいております。最低賃金ですので、どこで暮らそうとも生
活費は要るわけです。そういう中で、最低の賃金ですから、当然

全国一律でいいのではないかと私は思うのですが、是非、御検討いただきたいなと思います。都市部でもっと出せるのであればもっと高い賃金を出せばいいだけで、最低というものは東京で1,000円が出せるのであれば、岡山でだって1,000円であっていいのではないかと思う次第であります。

その他、③とか④とかも目を通していただいて、なるほどなと思える部分は、是非とも採用いただいて、今後の議論に活かしていただきたいなと思います。ありがとうございました。

西田会長

ありがとうございました。
意見書と合わせ、委員から何か御質問はありませんか。

(特になし)

西田会長

ありがとうございました。
では、傍聴人席にお戻りください。

(岡山県労働組合会議発表者着席)

西田会長

最後に、労働組合岡山マスカットユニオンの方に意見発表をしていただきますが、マスカットユニオンさんはいらっしゃいませんか。

(労働組合岡山マスカットユニオン意見発表者欠席)

西田会長

それでは、以上で意見書の提出のあった団体からの意見発表が終わりました。意見書並びに意見発表も踏まえて、委員の皆様方には慎重な審議をお願いいたします。

次に議題(5)の「今後の審議日程」について事務局から説明してください。

浮森室長

繰り返しになりますが、次回、第498回岡山地方最低賃金審議会につきましては、中央最低賃金審議会の今後の審議状況によることとなります。

このため、次回の本審の開催日については、状況を踏まえ、委員の皆様と調整の上、御連絡させていただきます。

また、本日の第1回専門部会は開催せず、次回本審後の開催となります。以上です。

西田会長

議題(6)の「その他」について、事務局から何かありますか。

浮森室長

特にありません。

西田会長

委員の皆様から何かありますでしょうか。

(特になし)

西田会長

特になければ、これで第 497 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。